

平成29年6月（第2回）定例会報告

この議会においては、一般質問は行いませんでした。また、特に問題となる議案は、ありませんでした。

この定例会から、私の常任委員会の所属は総務財政委員会になりましたが、その中で、改善点の検討を提案しました。

その内容ですが、現在、宇部市の一般会計補正予算は総務財政委員会で協議をしています。補正予算については、財政課が取りまとめるという理由で総務財政委員会の中で審議していますが、事業の詳細になると主管課でないと答弁ができない事柄もあり、その場合は主管課の出席を求めて審議をするということが発生します。現在、国からの地方創生予算が補正予算から始まるという場合もあり、毎年3月定例会で当初予算を審議する上で、少し疑問がある予算でもすでに始まっている事業について見直しが難しいことが起きていることや他の委員会である文教民生委員会や産業建設委員会所管の予算について所属議員が審議に加われないということから、今までの方法がいいのか再検討する時期であるのではないかと提案しました。

総務財政委員会で議論した結果、今後、議会運営委員会などで議論をすることになりました。

なお、私案については下記のとおりです。

（私案）

一般会計補正予算案の各常任委員会への分割付託について

1 趣旨

現在、宇部市の一般会計補正予算は総務財政委員会で協議をしています。補正予算については、財政課が取りまとめるという理由で総務財政委員会の中で審議していますが、事業の詳細になると主管課でないと答弁ができない事柄もあり、その場合は主管課の出席を求めて審議をするということが発生します。現在、国からの地方創生予算が補正予算から始まるという場合もあり、毎年3月定例会で当初予算を審議する上で、少し疑問がある予算でもすでに始まっている事業について見直しが難しいことが起きていることや他の委員会である文教民生委員会や産業建設委員会所管の予算について所属議員が審議に加われないということから、今までの方法がいいのか再検討する時期であるのではないかと提案しました。

2 方法

一般会計補正予算の歳出の款別（歳入については歳出に対応する項目別）にそれぞれの常任委員会に振り分け分割付託をする。

3 他市の状況

予算や決算また議案の関係からそれぞれの所管の常任委員会に分割付託され審議がなされている市が見受けられる。（豊田市、犬山市、春日井市など）

4 その他

・昭和29年9月3日付けで予算の分割審議の可否について、「予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二以上の委員会で分割審議すべきものではない。」との行政実例がありますが、現状、付託された委員会において審議された内容を本会議において議論、修正もできることから他市の状況で述べたとおり予算案を分割付託している市が見受けられる。

※行政実例とは、行政機関が法令の適用等に関して疑義がある場合に、上級庁・関係行政機関に対し照会して意見を求め、得られた回答を以後、行政の参考としてこれを公開し、行政事務の解釈指針とするもの。行政事例に依拠した事務であっても違法とされる場合もあり得る。

・前述の行政実例に従うならば、議案を分けるということも考えられるが、事務上煩雑になるので、避けるべきであろう。